厚生労働省 福井労働局

建設業における時間外労働の上限規制ついて

2026（令和８）年12月４日
福井労働局・労働基準監督署

本日の説明

1 **時間外労働の上限規制**の解説

2 **労働基準法第33条の許可・届出**の解説

はじめに

監督署に寄せられる労働相談（建設業）

1. **賃金不払い**（定期賃金不払い・残業代不払い）
2. **労働時間**（長時間労働・過重労働、時間外労働の法制度）
3. **年次有給休暇**
4. **解雇**

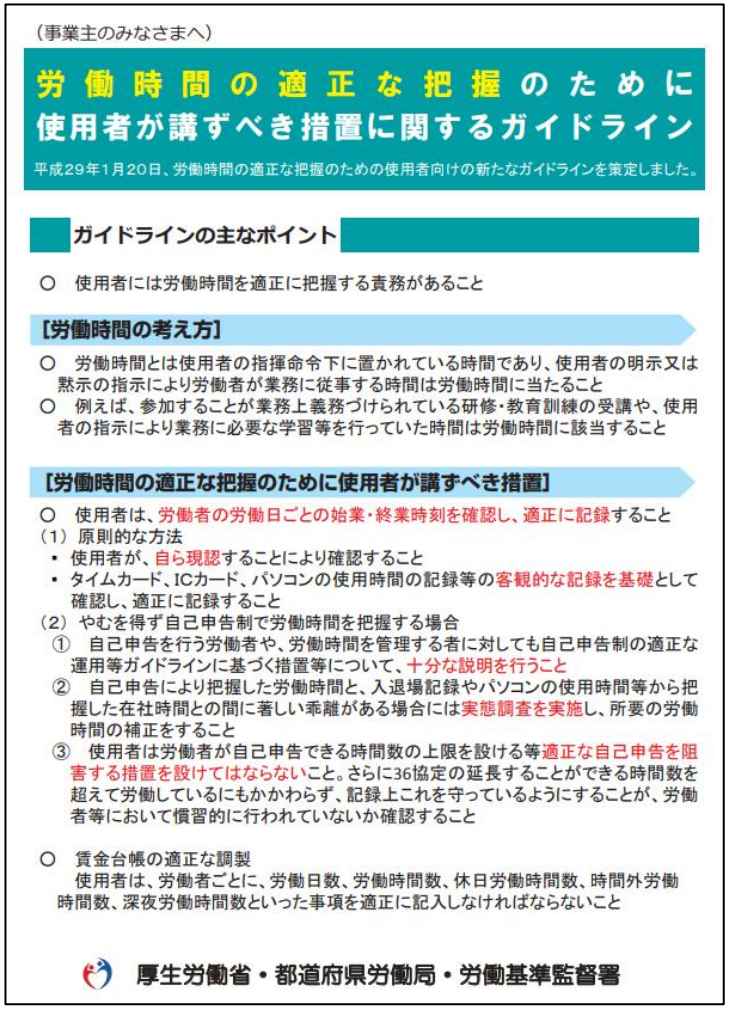
労働時間とは①

労働時間とは

- 使用者の指揮命令下に置かれている時間のことであり、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる
- 現場への移動、自宅待機、作業着への着替え、作業の後片付け時間も、使用者の明示または黙示の指示がある場合には、労働時間に該当する

労働時間の適正な把握

- 使用者が自ら確認するか、タイムカード等客観的な記録を基礎として確認する
- やむを得ず自己申告によって労働時間を把握する場合には、労働時間適正把握ガイドラインに基づく措置を講じる必要がある



（事業主のみなさまへ）

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

○ 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

[労働時間の考え方]

○ 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
○ 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置]

○ 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
（1）原則的な方法
- 使用者が、自ら現認することにより確認すること
- タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

（2）やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

○ 賃金台帳の適正な調製
使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働時間とは②

- 個別の判断を要するが、一般的には・・・

移動時間について

次の場合は**労働時間である**と解されている。

- 社用車に乗り合うなど、移動手段が指示されている場合
- 使用者や上司が車に同乗し、打合せが行われている場合
- （行き）移動前に資材の積込みなどが指示されている場合
- （帰り）移動後に清掃や資材整理が指示されている場合

次の場合は**労働時間に該当しない**と解されている。

・直行直帰が自由である中で、労働者間で任意に移動手段の一つとして、集合時刻や運転者を決めて、社用車に乗り合いで移動している場合

待機時間について

次の場合は**労働時間である**と解されている。

- 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事する必要がある場合
- 急な需要に対応するために事業場内で待機を命じており、待機時間の自由利用が労働者に保障されていない場合

次の場合は**労働時間に該当しない**と解されている。

・緊急対応の頻度が少なく、自宅待機中に食事や入浴などの日常的な活動や、外出をすることが特段規制されていないなど、実質的に使用者の指揮命令下にあるとまではいえない場合

労働時間とは③｜定義

労働時間とは　<u>使用者の指揮命令下</u>に置かれている時間

手待ち時間	● 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）は、労働時間に当たる。 ● 例えば、クレーン車のオペレーターが夜間に重機を現場まで移動させ、工事が始まるまでの間、現場で待機している時間は、オペレーターが使用者の指揮命令下にあり自由が確保されていない場合は、労働時間に当たる。
移動時間	● 直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たらない。
準備・後始末	● 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行う時間は、労働時間に当たる。
安全衛生教育	● 参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たる。

（資料出所）厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」１－４より作成

労働時間とは②｜移動時間

Q 会社に集合して作業員が社用車に乗り合いで工事現場に向かう又は工事現場から会社に戻る場合、現場まで又は会社までの移動時間は労働時間に当たる？

A

- 労働時間は**使用者の指揮命令下にある時間**のことであり、移動時間は、**移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保証されているような場合**は、**労働時間に当たらない。**

労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、

- 移動手段として、社用車に乗り合いで現場に向かうこと等が指示されている
- 現場に移動する前に会社に集合して資材の積み込みを行うことや、現場から会社に戻った後に道具清掃、資材整理を行うことが指示されている
- 移動の車中に使用者や上司も同乗し、打ち合わせが行われている

→ **労働時間にあたる**

- 工事現場に直行するまたは工事現場から直帰することが自由である中で、労働者らが任意に移動手段の一つとして、集合時刻や運転者を決めて社用車に乗り合って移動する

→ **労働時間にあたらない**

（資料出所）厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A（令和５年12月25日追補分）」追１より作成

労働時間とは③｜待機時間（手待ち時間）

Q 降雪の見込みが高く、自治体等から除雪作業を要請される可能性があることから、実際に除雪作業の要請があれば当該作業に当たることになる労働者に自宅待機を命じた。当該労働者が自宅待機をしている時間は労働時間に該当する？

A

- 労働時間は**使用者の指揮命令下にある時間**のことであり、待機時間は、**使用者の指示があった場合には即時に業務に従事**することを求められており、**労働から離れることが保障されていない状態で待機**等している時間（いわゆる手待ち時間）は、**労働時間に当たる。**

労働時間に該当するか否かの判断は個別具体的に行う必要があるが、

- 使用者が急な需要に対応するために事業場において待機を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合 → **労働時間にあたる**

- 緊急対応の頻度が少なく、自宅待機中に食事や入浴などの日常的な活動や、外出をすることが特段規制されていないなど、実質的に使用者の指揮命令下にあるとまではいえない場合 → **労働時間にあたらない**

（資料出所）厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A（令和５年12月25日追補分）」追２より作成

労働時間・休日の原則

原則

労働時間　**１日８時間** 及び **１週40時間**

休日　　**毎週少なくとも１回**（又は４週間に４日以上）

法定労働時間・法定休日 を超えて働かせるとき

36協定の締結

時間外労働の上限（時間）と休日労働の上限（回数）を決める

年６回まで

限度時間

１か月 **45**時間以内

１年　**360**時間以内

特別条項

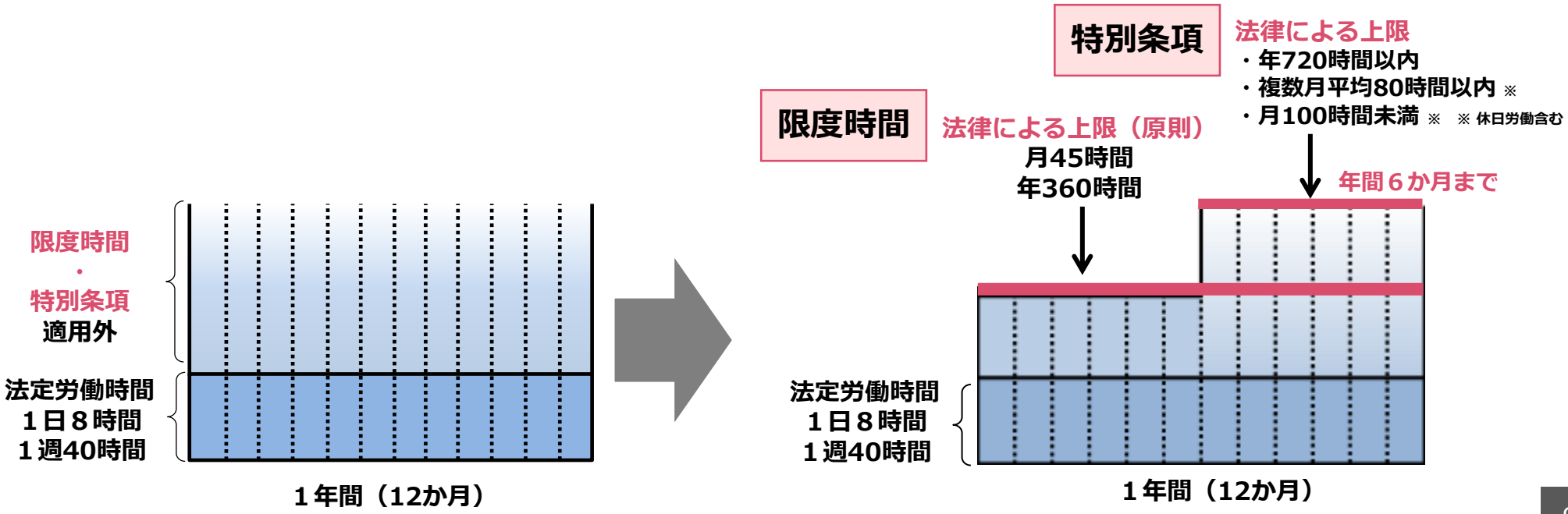
１か月 **100**時間未満（※1）

１年　**720**時間以内（※2）

（※1）1か月は、時間外労働+休日労働
（※2）1年は、時間外労働のみ（休日労働の時間数は含まない）

建設業における時間外労働の上限規制①｜一般の建設の事業

- 時間外労働の上限は、**原則として月45時間・年360時間（限度時間）**
- 臨時的な特別の事情があり労使が合意する場合**（特別条項）**でも、
 - 時間外労働が、**年720時間以内**
 - 時間外労働が、**月45時間を超える**ことができるのは、**年６か月が限度**
 - 時間外労働と休日労働の合計が、**月100時間未満**
 - 時間外労働と休日労働の合計が、**２～６か月平均**がいずれも１月あたり**80時間以内**



建設業における時間外労働の上限規制②｜災害時における復旧及び復興の事業

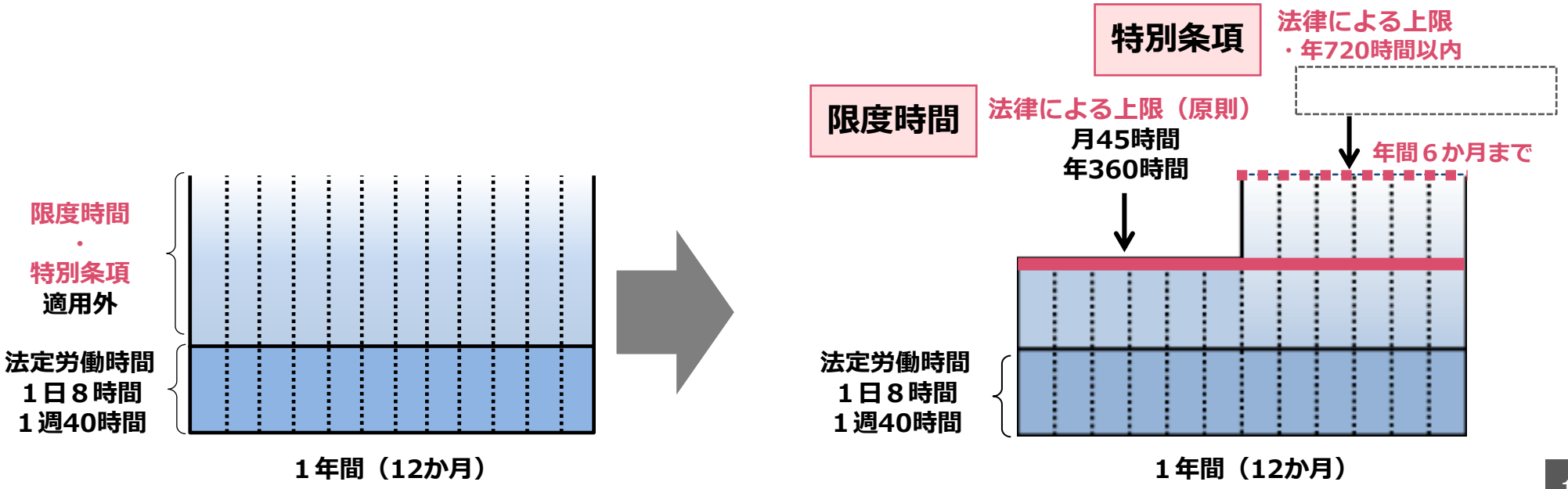
- 建設事業のうち、**災害時における復旧及び復興の事業**は、令和６年4月1日以降も**一部の規定は適用されない。**

× 適用されない

- 時間外労働と休日労働の合計が、**月100時間未満**
- 時間外労働と休日労働の合計が、**２～６か月平均**がいずれも１月あたり**80時間以内**

○ 適用される

- 時間外労働が、**年720時間以内**
- 時間外労働が、**月45時間を超える**ことができるのは、**年６か月が限度**



労働基準法第139条第１項について①

- 労基法第139条第１項に、災害時の復旧及び復興の事業に従事する場合には、時間外労働の上限規制の例外が設けられている。

災害時の復旧・復興の事業とは

災害時の復旧・復興の事業とは、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的とした発注を受けた建設の事業のことであり、例えば、以下が該当する。

・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける災害復旧事業

・**災害協定に基づく災害の復旧の事業**

・**維持管理契約内で発注者（民間含む）の指示により対応する災害の復旧事業**

・複数年にわたって行う復興の事業　など

様式９号の３の２または９号の３の３による36協定を締結・届出することで、
上記の事業に労働者を就かせた場合には、時間外労働の上限規制のうち、
時間外・休日労働を
・１か月100時間未満とする上限規制
・２～６が月平均で80時間以内とする上限規制　　が適用されない。

※　工事の名称に「復旧工事」「復興工事」と含まれていれば、直ちに本例外規定を適用できるわけではない。
　例えば、発災後の復旧・復興工事の計画が全て完了した後に追加で発注された関連工事のような、発災に全く近接しない工事など、上限規制を超える作業によって早期に完成させることが社会的に要請されていない工事には、本例外規定を適用できない。

労働基準法第139条第１項について②

【例】 ９月に災害が発生し、①通常の建設の事業で80時間、
②災害における復旧及び復興の事業で40時間の時間外労働を行った場合



①の時間は、通常の建設の事業

⇒１か月に関する上限規制

複数月平均に関する上限規制の双方の対象

②の時間は、災害における復旧・復興の事業

⇒１か月に関する上限規制

複数月平均に関する上限規制の双方に含めない。

９月における１か月に関する上限規制の対象の時間：80時間

４月～９月における複数月平均：

（40＋80＋40＋40＋80＋80）÷６＝60時間

４月　５月　６月　７月　８月　９月

・１か月100時間未満

・複数月平均80時間以内

の上限規制を双方満たす

建設業における時間外労働の上限規制④｜適用まとめ

一般の建設の事業

上限規制	時間外労働・休日労働の合計が、 単月100時間未満、複数月平均80時間以内 （36条第６項第２号及び第３号）	**適用あり**
36協定の上限（特別条項）	時間外労働が、 年720時間以内・月45時間超は年6か月以内 （36条第５項）	**適用あり**

災害時における復旧・復興の事業

上限規制	時間外労働・休日労働の合計が、 単月100時間未満、複数月平均80時間以内 （36条第６項第２号及び第３号）	**適用なし**
36協定の上限（特別条項）	時間外労働が、 年720時間以内・月45時間超は年6か月以内 （36条第５項）	**適用あり**

建設業の手続フローチャート



時間外労働・休日労働がある？

ある → **36協定の締結・届出**

災害時における復旧・復興の事業の対応が見込まれるか？

対応が見込まれない

対応が見込まれる

限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働が見込まれるか？

見込まれる → **特別条項あり** → **様式９号の３の３**

見込まれない → **特別条項なし** → **様式９号の３の２**

限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働が見込まれるか？

見込まれる → **特別条項あり** → **様式９号の２**

見込まれない → **特別条項なし** → **様式９号**

＋

公益・人命保護のために緊急を要する災害対応により、
36協定に定める限度時間・回数を超える時間外・休日労働があった

労働基準法第33条第1項（災害時による臨時の必要がある場合の時間外労働等）の許可・届出

※　緊急時であっても、可能な限り時間外・休日労働は36協定の範囲内とすること。

現行の36協定届（様式９号の４）からの変更点

- 原則として時間外労働を１か月45時間、１年360時間以内とすること
- 災害時における復旧・復興の事業を除き、時間外・休日労働の合計を月100時間未満かつ２～６か月平均80時間以内とすること
- １か月45時間を超えて延長できる回数は年６回までとすること

建設業

36協定届の記載例｜様式9号の3の３（１枚目）

限度時間を超える時間外労働が見込まれ、かつ災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合

（※）限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

労働保険番号・法人番号を記載してください。

労働保険番号	○○○○○○○○○○○○○○ （都道府県／所掌／管轄／基幹番号／枝番号／枝一括事業場番号）
法人番号	○○○○○○○○○○○○○

様式第９号の３の３（第 70 条関係）

時間外労働 休日労働 に関する協定届

事業場（支店、営業所等）ごとに協定してください

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間
土木工事業	○○建設株式会社　○○支店	（〒　○○○　―　○○○○　） ○○市○○町１－２－３ （電話番号:○○○－○○○－○○○○）	○○○○年４月１日から１年間

対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制が適用される労働者については、②の欄に記載してください。

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。例えば、「建設業務」とまとめて記載することはできません。

この協定が有効となる期間を定めてください。1年間とすることが望ましいです。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（１日）（任意）	延長することができる時間数 １日 法定労働時間を超える時間数	１日 所定労働時間を超える時間数（任意）	１箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を超える時間数	１箇月 所定労働時間を超える時間数（任意）	１年（①については360時間まで、②については320時間まで） 法定労働時間を超える時間数	１年 所定労働時間を超える時間数（任意）
									起算日（年月日）	○○○○年４月１日
時間外労働 ① 下記②に該当しない労働者	突発的な仕様変更等による納期の切迫	現場作業	15 人	8時間	5時間	5時間	45 時間	45 時間	360 時間	360 時間
	臨時の受注対応	施工管理	10 人	8時間	3時間	3時間	30 時間	30 時間	250 時間	250 時間
	悪天候による工期遅延の解消	現場管理	10 人	8時間	3時間	3時間	30 時間	30 時間	250 時間	250 時間
	台風被害からの復旧作業	現場作業	15 人	8時間	5時間	5時間	45 時間	45 時間	360 時間	360 時間
② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者	月末の決算業務	経理事務員	5人	8時間	2時間	2時間	20 時間	20 時間	200 時間	200 時間

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めます。
①は360時間以内、②は320時間以内です。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	臨時の受注対応	施工管理	5人	毎週2回	１か月に1回	9:00～18:00
	台風被害からの復旧作業	現場作業	15 人	毎週2回	1か月に3回	9:00～20:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。）。

☑（チェックボックスに要チェック）

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～6か月平均80時間以内でなければいけません（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く）。
これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

建設業

36協定届の記載例｜様式9号の3の３（２枚目）

限度時間を超える時間外労働が見込まれ、かつ災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合

（※）限度時間は、月45時間［42時間］かつ年360時間［320時間］、［　］内は対象期間が３か月を超える１年単位の変形労働時間制による場合

厚生労働省 福井労働局

様式第９号の３の３（第 70 条関係）

時間外労働
休 日 労 働 に関する協定届（特別条項）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（満 18 歳以上の者）	1日（任意）：延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	1日（任意）：延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。①については 100 時間未満に限る。）：限度時間を超えて労働させることができる回数（6回以内に限る。）	1箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	1箇月：延長することができる時間数及び休日労働の時間数 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	1年（時間外労働のみの時間数。720 時間以内に限る。）：延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	1年：延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	1年：限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
									起算日（年月日）	○○○○年4月１日	
① 工作物の建設の事業に従事する場合	現場作業	15 人	6時間	6時間	4回	80 時間	80 時間	35%	550 時間	550 時間	35%
突発的な仕様変更への対応、納期のひっ迫への対処 大規模な施工トラブル対応	施工管理	10 人	6時間	6時間	3回	60 時間	60 時間	35%	500 時間	500 時間	35%
② 災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合 （併せて、①の事業にも従事する場合、①の事業に従事する時間も含めて記入すること。）	現場作業	8人	7時間	7時間	4回	120 時間	120 時間	35%	700 時間	700 時間	35%
維持管理契約に基づく災害復旧の対応 自治体からの要請に基づく復旧工事の対応	施工管理	5人	7時間	7時間	3回	110 時間	110 時間	35%	700 時間	700 時間	35%

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置：（該当する番号）①、③、⑩　（具体的内容）対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に 11 時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

限度時間を超えて労働させる場合における手続：労働者代表に対する事前申し入れ

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く。）　☑（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　○○○○ 年　3月　12日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の　職名　経理担当事務員　氏名　山田　花子

の選出方法（（例） 投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議など　）

労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。　☑（チェックボックスに要チェック）

41 条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。　☑（チェックボックスに要チェック）

○○○○ 年　3月　12日

使用者　職名　代表取締役　氏名　田中　太郎

○ ○　労働基準監督署長殿

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。
例えば、「建設業務」とまとめて記載することはできません。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる場合の、**1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数**を定めてください。**月100時間未満**に限ります。

限度時間（年360時間又は320時間）を超えて労働させる**1年の時間外労働時間数**を定めてください。災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合であっても、**年720時間以内**に限ります。

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。
その1年間においては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

事由は**一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるもの**に限り、**できる限り具体的**に定めなければなりません。
「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めます。

災害時における復旧及び復興の事業について記載されている必要があります。

限度時間（月45時間又は42時間）を超えて労働させる回数を定めてください。災害時における復旧・復興の事業に従事する場合であっても、**年6回以内**に限ります。

災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合、**月100時間以上の時間数を定めることも可能**です。
工作物の建設の事業と災害時における普及及び復興の事業の両方に従事する場合には、**工作物の建設の事業に従事する時間も含めた時間数**を記載してください。

限度時間を超えて時間外労働させる場合の割増賃金率を定めます。月60時間を超える時間外労働時間の割増賃金率は50%になることに留意してください。

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・捺印などが必要です。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、２～6か月平均80時間以内でなければいけません（災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合は除く）。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがないと有効な協定届出とはなりません。

限度時間を超えた労働者に対し、**健康福祉確保措置**を講ずることを定めてください。
３６協定届様式裏面の記載心得①～⑩から、該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、36協定を締結する者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

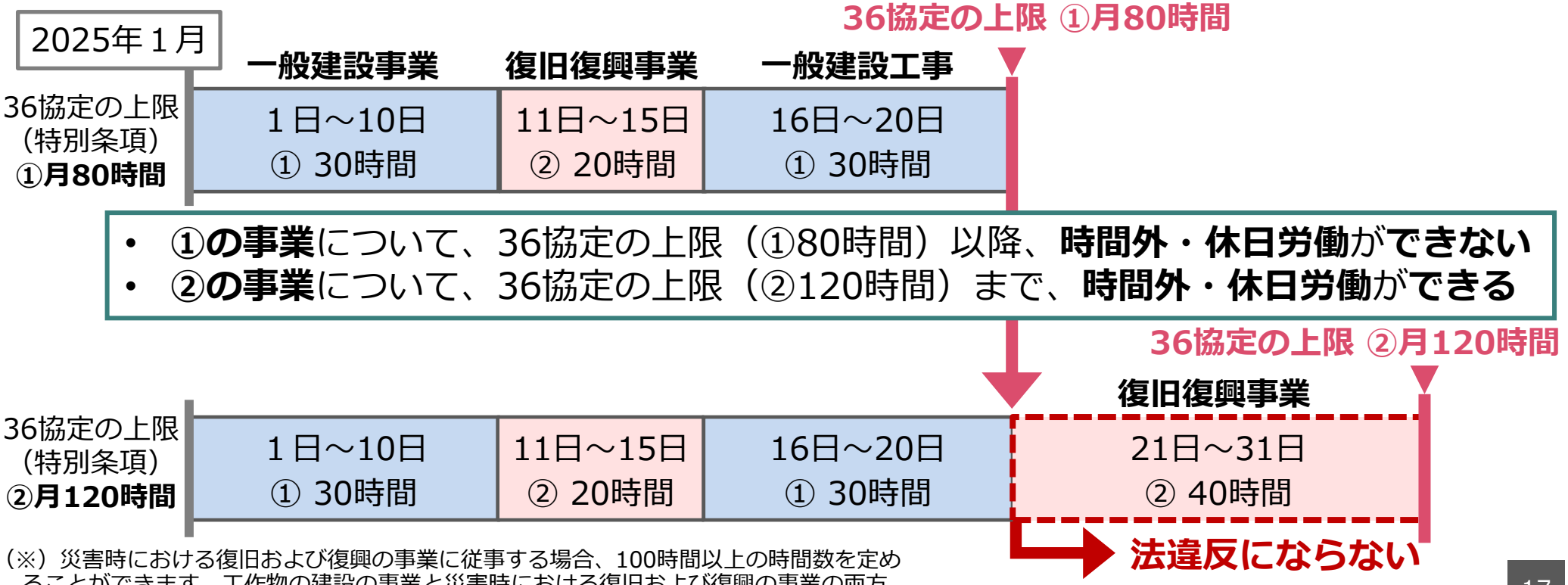
協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・捺印などが必要です。

一般の建設の事業と災害時における復旧及び復興の事業の両方に従事した場合（36協定の上限①）

36協定（特別条項）に定める延長時間 ⇒ **「①一般の建設の事業（工作物の建設の事業）」の時間 ＋ 「②災害時における復旧及び復興事業」の時間**

例 A

①の事業（工作物の建設の事業）を行っていた**労働者A**が、対象期間の途中で、**②の事業（災害時における復旧及び復興の事業）へ業務転換**し、従事したとき

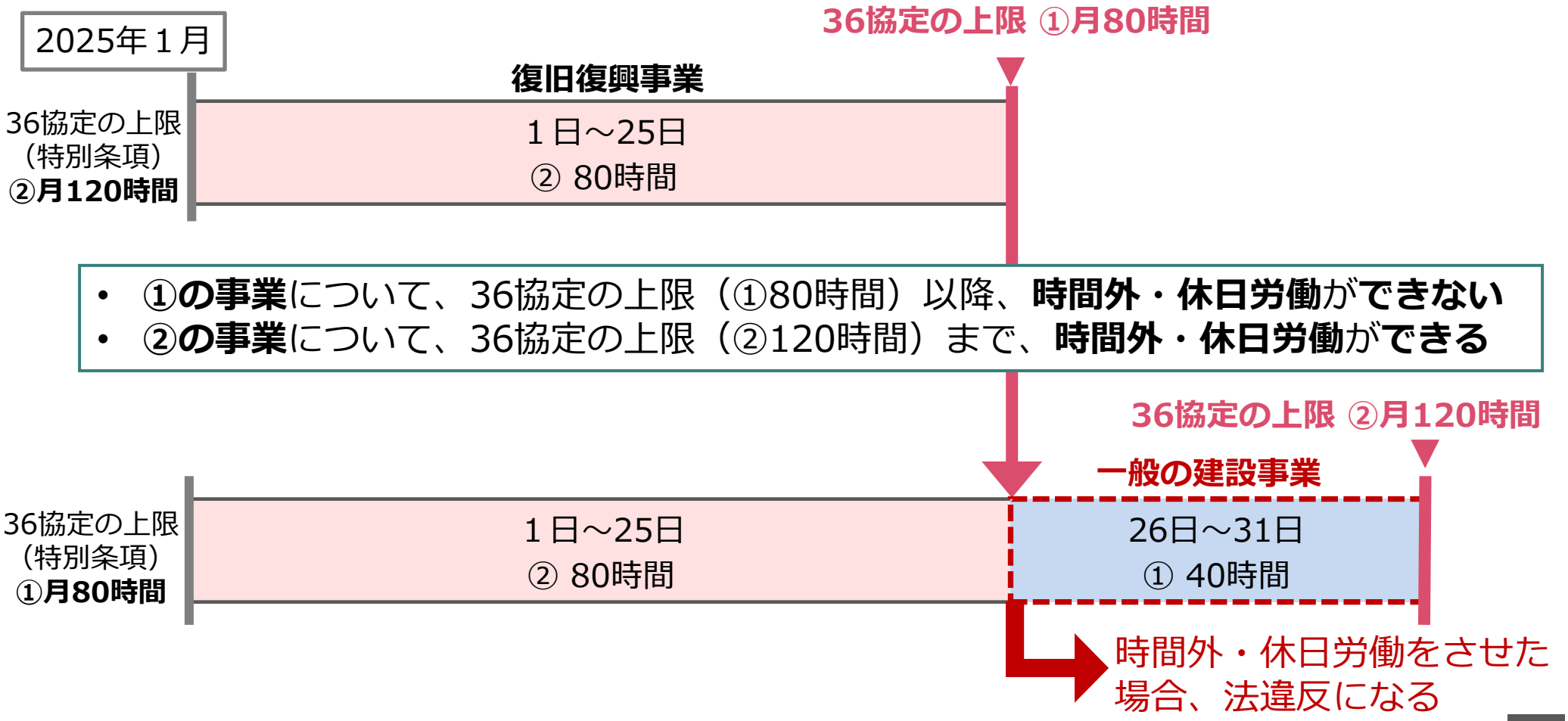


（※）災害時における復旧および復興の事業に従事する場合、100時間以上の時間数を定めることができます。工作物の建設の事業と災害時における復旧および復興の事業の両方に従事する場合は、工作物の建設の事業に従事する時間も含めた時間数を定めます。

一般の建設の事業と災害時における復旧及び復興の事業の両方に従事した場合（36協定の上限②）

例 B

②の事業（災害時における復旧及び復興の事業）を行っていた**労働者Ｂ**が、対象期間の途中で、**①の事業（工作物の建設の事業）へ業務転換**し、従事したとき



一般の建設の事業と災害時における復旧及び復興の事業の両方に従事した場合（上限規制｜１か月100時間未満）

2

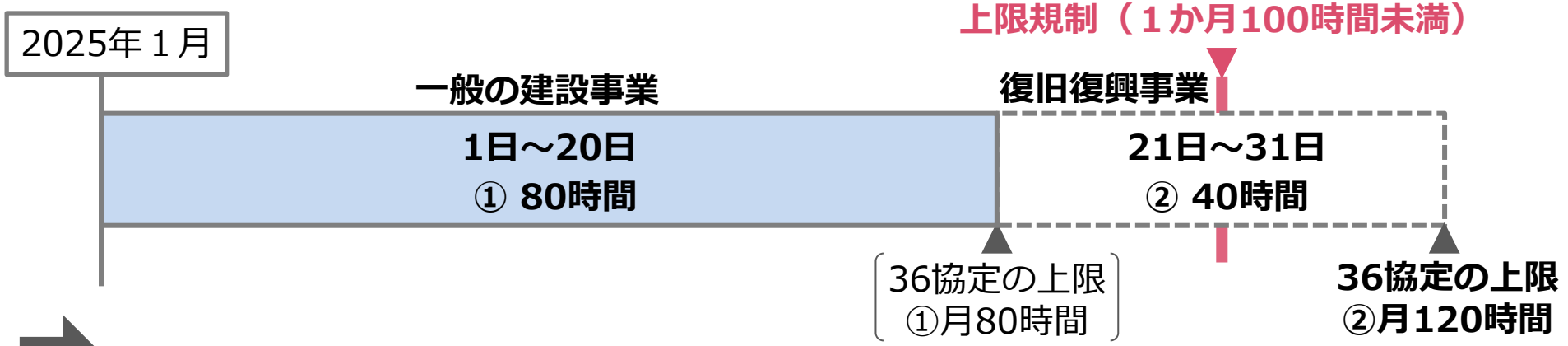
上限規制
（１か月100時間未満）

「①一般の建設の事業（工作物の建設の事業）」の時間のみを適用する

※ ②災害時における復旧及び復興の事業の時間は適用しない

例 C

①の事業（工作物の建設の事業）を行っていた**労働者C**が、対象期間の途中で、**②の事業（災害時における復旧及び復興の事業）へ業務転換**し、従事したとき



違反状況　なし

- 上限規制（1か月100時間未満）は、①の事業の時間外・休日労働時間数のみで判断し、範囲内に収まっている。
- 36協定の上限（②月120時間）は、①の事業と②の事業の時間外・休日労働時間数を合計して判断し、超過していない。

一般の建設の事業と災害時における復旧及び復興の事業の両方に従事した場合（上限規制｜２～６か月平均80時間以内）

3

上限規制

（2～6か月平均80時間以内）

「①一般の建設の事業（工作物の建設の事業）」の時間のみを適用する

※ ②災害時における復旧及び復興の事業の時間は適用しない

例 D

２～６か月平均80時間以内の上限規制の算定期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
40時間	80時間	50時間	40時間	90時間	**①80時間** **②40時間**	90時間	60時間	50時間	40時間	40時間	50時間

一般の工事と災害時における
復旧・復興の事業の両方に従事

①の時間を２～６か月平均の算定に含める

違反状況　あり

- 上限規制の違反あり（８月～10月などで平均80時間を超えている）
- 36協定の上限超えの違反あり（月45時間超８回、年750時間）

労働基準法第33条の許可・届出｜労働基準法第32条（第36条）との関係

- 労基法第33条と労基法第36条は、それぞれ独立した労基法第32条の免罰規定である。
- **労基法第33条**に基づき**労働基準監督署に許可・届出**を行った場合は、**36協定で定める限度時間と別**に時間外・休日労働を行わせることが可能となる。

労働基準法第32条

① 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について４０時間を超えて、労働させてはならない。

② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について８時間を超えて、労働させてはならない。

労働基準法第33条第１項

災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、**行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第32条から前条まで若しくは第40条の労働時間を延長し、又は第35条の休日に労働させることができる。**ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

労働基準法第33条の許可・届出｜労働基準法第139条との関係

	労基法第33条第１項 災害時による臨時の必要がある場合の時間外労働等	**労基法第139条第１項** 災害時における復旧及び復興の事業
目的	人命・公益の保護のため	社会的要請が強いため
対象	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合 （建設の事業に限らない）	災害時における復旧及び復興の事業 （建設の事業に限る）
手続	**事前の許可又は事後の届出** ・事業場単位で申請／届出を行う ・許可申請書／届に、時間延長・休日労働を必要とする事由、期間・延長時間、労働者数を記載	**あらかじめ36協定を締結・届出** ・建設事業としての36協定の中で、特別条項として「災害時における復旧及び復興の事業に従事する場合」について協定する
効果	**36協定で定める限度と別に** 時間外・休日労働を行わせることができる	**36協定で定める範囲内**で 時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制	適用なし	災害時における復旧及び復興の事業は、 適用なし・時間外労働＋休日労働の合計 単月100時間未満複数月平均80時間以内 適用あり・年720時間の上限 ・月45時間超は６か月の限度
割増賃金	支払必要	支払必要
健康確保	医師の面接指導　必要	医師の面接指導　必要

労働基準法第33条第１項と第139条第１項の関係図

- 労基法第139条第１項は災害の復旧・復興に関する工事については事業の段階を問わず適用可能。
- 一方、労基法33条第１項は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合に適用できるものであり、災害からの緊急的な機能回復を図るための復旧工事などに限られる。

労基法第139条第１項の対象（災害における復旧および復興の事業）

災害復旧事業

災害復旧事業のうち、労基法第33条第１項の対象

（例）緊急的な機能回復のための災害復旧工事

（例）**都道府県等との災害協定・防疫協定や契約等に基づく**

- 除雪作業
- 家畜伝染病に係る防疫措置

など

（例）緊急的な機能回復がある程度完了した段階で発注される被災した施設を原形に復旧する工事 など

※労基法第33条第１項の対象とはならない

災害復興事業

（例）復興事業段階の工事

※労基法第33条第１項の対象とはならない

労働基準法第33条の許可・届出｜許可基準①

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正について
(令和元年6月7日付け基発0607第1号)の概要

労基法第33条第１項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

（１）単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。

（２）地震、津波、風水害、**雪害**、爆発、火災等の災害への対応（差し迫った恐れがある場合における事前の対応を含む。）、急病への対応その他の**人命又は公益を保護するための必要は認める**こと。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等の**ライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応**、大規模なリコール対応は含まれること。

（３）事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。

（４）上記（２）及び（３）の基準については、**他の事業場からの協力要請に応じる場合**においても、人命又は公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

労働基準法第33条の許可・届出｜許可基準②

災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の解釈に当たっての留意点について（令和元年6月7日付け基監発0607第1号）の概要

1　許可基準による許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、**必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。**

　具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。

2　許可基準(２)の**「雪害」**については、**道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合**が該当する。

　具体的には、例えば、**安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合**や、**人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合**のほか、**降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合。**

3　許可基準(２)の「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。

4　**許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列挙ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合」となることもあり得る。**

　例えば、許可基準(４)の「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について、国や地方公共団体からの要請も含まれる。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務は対象となる。

Q&A（除雪作業に付随する業務に対する法の適用）

Q

「雪害」は、道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要性がある場合には33 条１項に該当するが、その業務に付随する業務は許可の対象となるのか。

A

- 労働時間の上限規制の趣旨を踏まえれば、基本的には、36協定で定めた時間外労働の限度時間で対応できることが望ましい。
- 法第33 条第１項の許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、その対応に当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。
- 雪害については、**道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当**する。
- 個別の事案にもよるが、**除雪作業**の**「降雪前の見回り業務」、「凍結防止剤の散布業務」、「除雪機械の誘導・交通整理の業務」、「除雪作業に向けた準備業務」及び「作業従事者の食事等を準備する業務」**等については、**除雪作業に必要不可欠に付随する業務**として行う場合には、**対象**となり得る。

（資料出所）厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」２－７より作成

Q&A（除雪作業に付随する業務に対する法の適用）

Q

除雪作業には、法第139 条第１項が適用されるのか。また、この場合に法第33 条第１項により労働時間をさらに延長することはできるのか。

A

- 建設業を営む事業場において、**「災害時における復旧及び復興の事業」の対象となる除雪作業**のため、単月100 時間以上、複数月平均80 時間を超えて時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、**法第139条第１項**を適用することも可能である。
- また、既に締結していた36 協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があり、**道路交通の確保等人命又は公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合**は**法第33 条第1 項**の対象となる。
- 具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、**国や地方公共団体等からの要請**やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした**契約等に基づき除雪作業を行う場合**や、**人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合**のほか、**降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合**も含まれる。

（資料出所）厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」２－８より作成

Q&A（除雪作業に付随する業務に対する法の適用）

Q

除雪作業に付随して凍結防止剤や融雪剤の散布を行う場合、法第139 条第１項を適用できるか。冷え込みによる路面凍結が見込まれるときに、凍結防止剤を散布する場合であればどうか。また、法第33 条第１項はどうか。

A

- 除雪作業は、**都道府県等との災害協定や維持管理契約**に基づき、**災害の復旧として対応する場合**等には、**法第139条第１項を適用することも可能**である。
- そのため、**当該除雪作業に必要不可欠に付随する業務**として行われる**凍結防止剤や融雪剤の散布の業務**についても、**法第139 条第１項の対象**となる。
- 冷え込みによる路面凍結を防止するために凍結防止剤を散布する場合も、そのまま放置すれば直ちに災害が発生するとして、災害協定や維持管理契約等に基づき、差し迫った災害への対応を行う場合であれば、こうした対応についても法第139 条第１項の対象となる。
- また、これらの作業が、災害その他避けることのできない事由によって発生した対応として、既に締結された36 協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要があり、**道路交通の確保等人命又は公益を保護するための必要がある場合**には、法第33 条第１項の許可基準を満たすことから、その必要の限度において**法第33 条第１項の対象**となる。

（資料出所）厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A（令和５年12月25日追補分）」追7より作成

労働基準法第33条の許可・届出
非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届（様式第6号）記載例

労働時間延長　~~許可申請書~~
非常災害等の理由による
休 日 労 働　　届

様式第6号（第13条第2項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地
建設業	さばかに建設株式会社　福井支店	福井県福井市〇〇町１-2-3

時間延長を必要とする事由	時間延長を行う期間及び延長時間	労働者数
災害（雪害）への対応 （除雪作業の出動依頼への対応）	2023年12月26日から2024年１月10日 （別紙の通り）	５人
休日労働を必要とする事由	**休日労働を行う年月日**	**労働者数**
災害（雪害）への対応 （除雪作業の出動依頼への対応）	2023年12月31日・2024年１月７日 （別紙の通り）	３人

2024　年　１月　25日

職名　代表取締役社長
使用者
氏名　越前　太郎

〇〇　労働基準監督署長　殿

備考　「許可申請書」と「届」のいずれか不要の文字を削ること。

福井労働局ホームページ
様式集（労働基準法関係）

福井労働局ホームページ
災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働について
（労働基準法第33条第1項）

労働基準法第33条の許可・届出
非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届（様式第6号）添付資料作成例

非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届（別紙）　　（福井労働局参考資料）

事業の名称	さばかに建設株式会社
労働者職氏名	作業員　福井　一郎
延長期間	2023年12月26日～2024年1月10日
賃金計算期間	2023年12月26日～2024年1月25日

月日	曜日	時間延長開始時刻	時間延長終了時刻	休憩時間	延長時間数（労働時間数）	休日労働（回数）	理由（作業内容）
12月26日	火	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業（〇〇線等）
12月27日	水	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業（〇〇線等）
12月28日	木				0:00		
12月29日	金				0:00		
12月30日	土				0:00		
12月31日	日	3:00	6:00	0:00	3:00	〇	除雪作業（〇〇線等）
1月1日	月	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業（〇〇線等）
1月2日	火	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業（〇〇線等）
1月3日	水	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業（〇〇線等）
1月4日	木	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業（〇〇線等）
1月5日	金	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業（〇〇線等）
1月6日	土	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業（〇〇線等）
1月7日	日	3:00	6:00	0:00	3:00	〇	除雪作業（〇〇線等）
1月8日	月				0:00		
1月9日	火				0:00		
1月10日	水	3:00	6:00	0:00	3:00		除雪作業（〇〇線等）
1月11日	木				0:00		
1月12日	金				0:00		
1月13日	土				0:00		
1月14日	日				0:00		
1月15日	月				0:00		
1月16日	火				0:00		
1月17日	水				0:00		
1月18日	木				0:00		
1月19日	金				0:00		
1月20日	土				0:00		
1月21日	日				0:00		
1月22日	月				0:00		
1月23日	火				0:00		
1月24日	水				0:00		
1月25日	木				0:00		
		延長時間数計（延べ時間数）			33:00	2	

福井労働局参考資料

- どの労働者の、
- どの時間外・休日労働が、
- どのような理由で行われたか（労働基準法第33条の要件に該当する理由により行われたものであるか）

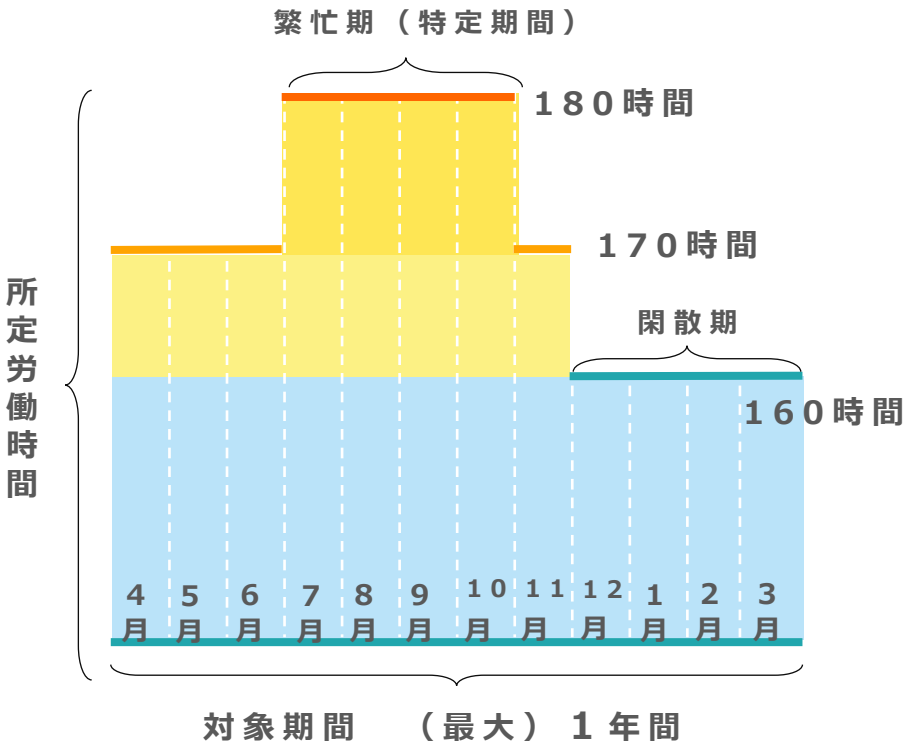
が分かる資料であれば、書式は問いません。

１年単位の変形労働時間制の概要

- 特定の季節（夏季・冬季など）、特定の月で業務の繁閑が大きい場合には、１年単位の変形労働時間制を用いることが効果的。
- 繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行い、労働時間の短縮を図る。導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結（届出）が必要。

制度イメージ

対象期間を平均して、労働時間は**１週40時間**まで



シフト作成のルール

○労働日と労働日ごとの労働時間をあらかじめ労働者に示す
対象期間を１か月ごとに区分し、各期間の初日の30日前までに、その期間中の労働日・労働時間を示すことでも可

○労働日数は**年間280日**まで

○労働時間は**１日10時間、１週52時間**まで

ただし、①労働時間が48時間を超える週は連続３回まで
②対象期間を３か月ごとに区分した各期間で、労働時間が48時間を超える週は３回まで

○連続労働日数は対象期間では**６日**まで
特定期間では**12日**まで（１週１回の休日を確保）

積雪地域の特例

豪雪地帯対策特別措置法第２条第１項に基づき、
豪雪地帯・特別豪雪地帯の指定を受けた道府県・市町村における
建設業法第２条第１項に規定する**建設工事に係る屋外作業の業務**
⇒上記①②の**１週48時間についての制限がかからない**

ご清聴ありがとうございました。



労働基準局
広報キャラクター　たしかめたん

「働き方改革」は、
「魅力ある職場づくり」の実現による
生産性向上、人手不足解消のチャンス！

関係情報はこちらのウェブサイトで発信しています。

（厚生労働省ウェブサイト）

（特設サイト「はたらきかたススメ」）

生産性の向上に向けて、働き方改革推進支援センターも是非ご利用ください！

（働き方改革特設サイト）